

全般的事項

No	質問	回答
1	「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」とは、どのような制度ですか。	<p>京都府内で営業されている飲食店について、京都府が感染防止対策についての基準をつくり、それが実施されているかを確認し、基準に示す感染防止対策を講じていることを認証するものです。</p> <p>飲食店における感染防止の取組を第三者である京都府が認証することで、府民のみなさま、事業者のみなさま双方にとって安心・安全な環境を整備しようとするものです。</p>
2	認証の取得は義務ですか。	<p>認証の取得は義務ではありませんが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、できるだけ多くの飲食店に認証店となっていただくようお願いします。</p>
3	認証を取得すると、どのようなメリットがありますか。	<p>感染対策を実施する店舗として京都府から認証を受けたことを対外的にアピールできるとともに、京都府のホームページにおいて感染対策にしっかり取り組む施設として周知されることで、利用者に安心・信頼してお店を利用いただくことができると考えています。</p> <p>これ以外のメリットについても現在検討中です。</p> <p>なお、国は、現在の酒類提供の「一定要件」を第三者認証制度に変更することも示唆しておりますが、その場合にも対応できるものと考えています。</p>
4	認証を受けないと協力金はもらえないのですか。	<p>現時点では、協力金等の要件とはしていません。</p> <p>なお、現在、酒類提供にあたり「一定の要件」を満たすことが求められておりますが、この認証制度の基準は「一定の要件」を含んだものとなっておりますので、認証を受けた場合は「一定の要件」も同時に満たすこととなります。</p>
5	認証には、費用がかかりますか。	<p>認証手続きは無料です。</p>
6	認証には、有効期限がありますか。	<p>有効期限はありません。ただし、認証後、必要と認める場合は、訪問調査を行い、感染防止対策の実施状況を確認することがあります。</p>

No	質問	回答
7	<p>認証を取得すれば、新型コロナウイルスの感染は必ず防げますか。万が一クラスターが発生した場合、京都府が責任を負ってくれるのですか。</p>	<p>この認証制度は、感染防止対策として国からも実施要請があるものですが、これにより新型コロナウイルス感染症の拡大を必ず止められるという確証は国の報告にもありません。しかし、有用と考えられる取組はひとつでも多く、しっかりと行うことで、感染リスクの減少につなげたいと考えています。</p> <p>認証施設で万が一クラスターが発生した場合、直ちに訪問調査を行い、原因を調査し、必要な対応を講じますが、京都府が責任を負うことはありません。</p>
8	<p>どのような施設が認証の対象となりますか。</p>	<p>飲食店営業（喫茶店営業含む。）の許可を受けた事業者が営む府内の事業用施設であって、飲食のための客席を有する施設を対象にしています。</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員である者及び役員のうち暴力団員である者がいるものが営む施設 ・宅配専門店、テイクアウト専門店など客席のない施設 ・宿泊者に対して飲食をさせることを目的とする宿泊施設 ・特定の方にのみ食事を提供する学校給食や社員食堂などは除きます。
9	<p>なぜ客席がある飲食店・喫茶店だけを対象としているのですか。</p>	<p>不特定多数の人々が集って食事をする施設における感染の拡大を防止することを念頭に、客席のある施設を対象として認証基準を定めています。</p>
10	<p>社員食堂を運営していますが、対象となりますか。</p>	<p>特定の者（社員）を対象として飲食をさせている場合は対象となりません。社員の方だけでなく、広く一般の方も利用されている場合は対象となります。</p>
11	<p>新型コロナウイルス感染症が流行する前は、客席を設けて飲食を提供していましたが、現在はテイクアウトのみの業態に変更しています。認証の対象となりますか。</p>	<p>(R3.8.16変更)</p> <p>通常営業での再開に向けて、認証基準に基づく感染防止対策を実施された場合は、認証の対象となります。</p> <p>なお、もともと宅配又はテイクアウト専門の業態で営業されている店舗については、これまでどおり認証の対象外です。</p>

No	質問	回答
12	認証基準に急に対応するのは難しいのではないですか。	認証基準は、既に多くの店舗でも取り組まれている業界団体が策定したガイドライン（外食業の事業継続のためのガイドライン）を踏まえた内容となっており、これまでから一定取り組んでいただいている対策が基本となっています。 なお、新規開店等の場合は、可能な限り早期に対応いただきたいと考えております。
13	認証基準は、必ず全て満たす必要がありますか。	認証基準の中には、店舗によっては該当しない項目もあります（例：建築物衛生法の対象外施設の場合は、認証基準26は該当しない。）。なお、該当する項目は全て満たす必要があります。
14	認証基準が変わることはありますか。	新型コロナウイルス感染症の拡大状況等、今後の状況に応じて変更することがあります。変更する場合には、お知らせします。
15	認証基準が変更された場合、既に取得した認証はどうなりますか。	変更された基準に適合した対策を行ってください。必要に応じ、訪問調査により実施状況を確認し、認証の適否を判断します。
16	新型コロナウイルス感染症の流行が終息した場合、認証制度はどうなりますか。	新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、見直しを行う予定です。
17	認証を受けていれば、飲食店への時短要請などに応じなくてよいですか。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく飲食店の時短営業等の協力要請については、感染防止のため、要請に応じていただく必要があります。認証店についても、国の方針に沿った対応を要請することとなります。
18	訪問調査はどのようなものですか。	訪問調査については、各施設に調査員が赴き、アクリル板や消毒液等の設置、注意喚起の掲示など、認証基準に応じた対策が実施できているかを目視や計測で確認します。その他感染対策の取組について、口頭で確認しますので、説明できる方の立会をお願いします。
19	訪問調査に要する時間はどのくらいですか。	概ね30分程度を想定しています。（施設の状況等により前後します。）
20	認証を受けた店舗のどのような情報が府民に公開されますか。	店舗名、所在地のほか、希望される場合はホームページアドレスを公開します。
21	認証が取り消しになることはありますか。	認証基準に定める対策が実施されていないことや、営業時間の短縮等の要請に応じていないことが確認された場合などに、取り消すことがあります。

No	質問	回答
22	認証後に、再び訪問調査されることはありますか。	集団感染が発生した場合や認証基準が守られていないとの通報がある場合など、必要に応じて調査に伺うことがあります。
23	認証後に、従業員や利用者の中から新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したら、認証は取り消されますか。	直ちに取り消しとはなりません。訪問調査した結果、認証基準に定める対策が実施されていないことが確認され、それに対する京都府からの改善の要請にも応じない場合、認証の効力を一時的に休止したり、取り消したりします。
24	認証の申請者は、店長や支配人の名義で行えばよいですか。	認証申請は、飲食業等の営業許可証に記載されている営業者の名義で行ってください。
25	認証後に大きく店を改装しました。手続きは必要ですか。	当初の認証時の状況と同一性が認められないような大幅な改装があった場合は、改めて認証の申請が必要ですので、コールセンターに御連絡ください。
26	認証取得後、認証を申請した法人名に変更がありました。手続きは必要ですか。	同一法人での名称変更の場合は、変更届を提出してください。別法人や個人に営業者が変わる場合は、改めて認証申請が必要ですので、コールセンターにお問い合わせください。
27	廃業しました。手続きは必要ですか。	施設を廃業した後に、辞退届を提出してください。
28	認証ステッカーを誤って汚損、紛失してしまいました。どうすればよいですか。	やむを得ない事情により汚損等した場合は、再発行します。コールセンターにお問い合わせください。
29	ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを張っているが、認証店となったらステッカーはどうすればよいですか。	ガイドライン推進宣言事業所ステッカーは、業種別のガイドラインに基づく取組を行ったことを事業者自らが宣言し、事業者から申請を受けた「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議」（京都府、京都市及び府内経済団体等で構成）が交付しているものです。今回の認証制度は、ガイドラインよりも詳細な基準を作り、それに取り組んでいる飲食店を京都府が第三者として現地で実施状況を確認し、認証ステッカーを交付することとしているものです。認証ステッカーがあれば、ガイドライン推進宣言事業所であることは明らかになりますので、必ず2枚必要とはなりません。
30	基準に応じた感染対策をするため、店の改装や機器の購入を考えていますが、支援制度はありますか。	現在、京都府では、「CO2濃度モニタリング事業」にご協力いただいた事業者には、換気機器やアクリル板などの購入費を機器整備補助金として補助する事業を8月31日まで実施しています。

No	質問	回答
31	<p>飲食スペースを他店等と共有する飲食店の申し込み方法等について詳しく知りたい。</p>	<p>フードコート（飲食スペースを他店等と共有する飲食店）は京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度実施要綱上、各店舗において共有スペースの管理ができないため、対象外施設としていますが、施設管理者と各店舗が一体となって、感染防止対策に取り組むことにより認証基準を全て満たす場合は対象施設として取り扱い、申請可能とします。不明な点等は事前相談ください。</p> <p>具体的には、次の手順で申請してください。</p> <p>①各店舗が申請書（個別に認証を受けている店舗については確認書（個別に認証を受けている店舗用））を作成のうえ、施設管理者が全店舗分の申請書等を取りまとめてください。</p> <p>※電子申請による申請はできません。必ず、郵送申請で申請してください。（郵送先：〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留 京都府感染防止対策認証制度事務局 行）</p> <p>※施設管理者は、必ず、全店舗分の申請書等を取りまとめてください。1店舗でも申請書等がない場合は対象となりません。</p> <p>②施設管理者が認証依頼書と確認書（施設管理者用）、管理区分図〔様式任意〕を作成のうえ、上記①の全店舗分の申請書等をあわせて京都府感染防止対策認証制度事務局へ提出してください。</p> <p>③京都府感染防止対策認証制度事務局から施設管理者あて訪問調査実施にあたっての日程調整等の連絡をさせていただき、訪問調査を実施します。調査時間は店舗数により異なります。</p> <p>※各店舗と施設管理者の両者をあわせることにより、すべての認証基準を満たすこととします。</p> <p>※施設管理者または1店舗でも認証基準を満たさない場合は、他店舗についても認証しません。</p> <p>④訪問調査及び実施要綱に照らし、認証基準に適合している場合は、全店舗について認証します。</p> <p>※認証は各店舗ごとに実施し、認証ステッカーも各店舗ごとに発行します。</p>

認証基準関係

No	質問	回答
1	<p>【基準1 関係】</p> <p>入店にあたって、利用者がマスクをしていない場合はどうすればよいですか。</p>	<p>利用者に説明し、着用してもらうよう協力を要請してください。</p>
2	<p>【基準1 関係】</p> <p>発熱等がある場合は入場しないよう表示するとありますが、利用者の健康状態の確認は、どのように行えばよいですか。</p>	<p>従業員による口頭での確認のほか、入場の際、非接触型体温計を利用した検温などが考えられます。</p>
3	<p>【基準3 関係】</p> <p>順番待ちの列はほとんど発生しないため、床にテープを貼らなくてもよいですか。</p>	<p>テープが貼っていなくても問題はありますが、順番待ちが発生した場合には、適切に誘導するよう従業員の方々に周知されていることを確認します。</p>
4	<p>【基準7 関係】</p> <p>顔が向き合わない背中合わせの場合も、最低1 m以上、人との距離を開けることやアクリル板等の設置は必要ですか。</p>	<p>顔を見合わせない背中合わせの席であっても、客席の距離の確保やアクリル板等の設置は必要です。</p>
5	<p>【基準7 関係】</p> <p>アクリル板以外のものを利用する場合、材質の指定などはありますか。</p>	<p>規定はありませんが、最低限、飛沫を拡散させないための強度や、付着した飛沫の定期的な清掃・消毒に耐えられる材質であることが必要です。</p>
6	<p>【基準15 関係】</p> <p>店内BGMの音量について、基準はありますか。</p>	<p>音量に関する数値での基準はありませんが、大きな声を出さずに会話ができる音量としていただくことが必要です。</p>
7	<p>【基準16 関係】</p> <p>トイレに蓋がない場合はどうすればよいですか。</p>	<p>基準16については、該当なしとなります。</p>
8	<p>【基準26 関係】</p> <p>建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象施設とは何ですか。また、空気環境の調整に関する基準を満たしているかわかりません。どうすればよいですか。</p>	<p>面積が3,000平方メートル以上の商業施設や映画館等が該当します。例えば、商業モールのテナント店舗では、1店舗当たりの面積は小さくても、建築物全体として建築物衛生法の規制を受ける場合は、対象施設となります。建築物衛生法の規制を受けるか及び基準を満たしているかは、まず建築物全体の管理者等に確認してください。</p>